

盛土等を行う場合は許可または届出が必要です。

令和3年7月、静岡県熱海市で大雨に伴う大規模な土石流が発生し、甚大な被害が生じたことから、危険な盛土等に伴う災害から人命を守るため、盛土規制法が令和5年5月26日に施行されました。青森県では、令和8年4月1日に県内全域を盛土規制法に基づく規制区域として指定し、規制を開始します。

許可・届出対象となる盛土等の規模

<土地の形質の変更(盛土・切土)> **赤字** 宅地造成等工事規制区域(許可) **青文字** 特定盛土等規制区域(許可) 特定盛土等規制区域(届出)

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①~④を除く)
イメージ図					

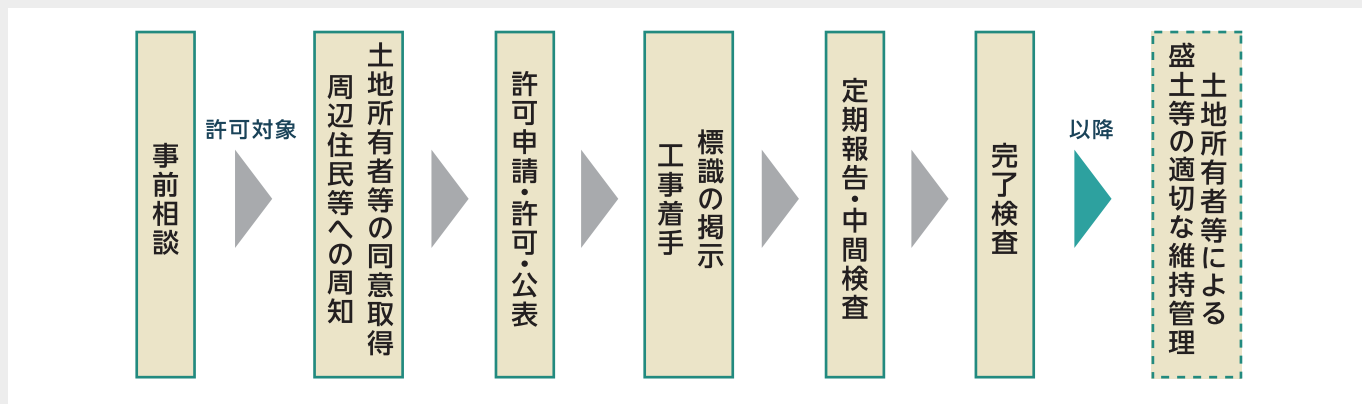
※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

主な手続きの流れ(許可対象工事)



注意

無許可で盛土を行うなど悪質な場合は罰則の対象になります。

● 最大で拘禁3年以下・罰金1,000万円以下 ● 法人に対しては最大3億円以下

盛土等についての Q & A

Q1 誰が許可申請を行う必要がありますか？ 申請手続きはどのように行えばいいですか？

工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者です。
県ホームページに掲載している『盛土規制法に基づく許可申請の手引き』をご確認いただき、
同ホームページから申請してください。

Q2 事業者が運営するストックヤードに土石を 持ち込む場合、どのような点に注意すべきですか？

搬出先のストックヤードが、盛土規制法に基づく許可を受けている又は届出を行っていることを
確認してください。令和8年4月1日以降に許可・届出を受けた盛土等は、ホームページで公表
します。

Q3 工事現場で発生、または使用する土石を一時的に 現場内に置く場合も許可が必要ですか？

工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生
した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積する場合は、許可は不要です。

Q4 盛土規制法の適用除外や、許可・届出が不要となる ケースはありますか？

主に以下のようなケースが挙げられますが、詳細はホームページをご確認ください。

- 開発許可（都市計画法第29条）を受けた盛土等
※『みなし許可』となりますが、盛土規制法の技術的基準への適合や定期報告等が必要となります。
- 道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等
- 災害の発生の恐れがないと認められる盛土等
※採石法、砂利採取法、土地改良法等に基づく事業で、法令等により安全性が担保されているもの。
- 農地等において行われる通常の営農行為

● 規制開始日時点で工事中の盛土等は届出が必要です。

規制区域の指定日（令和8年4月1日）より前に盛土規制法の許可の対象となる工事に着手し、規制開始日以降も
引き続き工事等を行う場合は、【令和8年4月22日】までに届出が必要となります。開発許可、林地開発許可など
他法令の許可を受けた工事についても届出が必要です。

● 土地所有者等は、盛土等が行われた土地について安全に保つ責務があります。

規制区域内の土地では、過去に行われた盛土等も含めて、土地所有者等※が常に安全な状態に維持する必要が
あります。また、原因行為者に対しても是正措置等の命令が発せられる場合があります。
※土地所有者等…土地の所有者、管理者、占有者を指します。

注意事項

よくお読みください

お問い合わせ先

※青森市・八戸市については、
各市が許可権者（許可申請・届出先）となります。

青森県 県土整備部 都市計画課 tel.017-734-9871 ✉morido@pref.aomori.lg.jp

青森市 都市整備部 建築指導課
tel.017-752-8295

✉kenchiku-shido@city.aomori.aomori.jp

八戸市 都市整備部 建築指導課
tel.0178-43-9136

✉kenchikusido@city.hachinohe.aomori.jp

県盛土規制法
ホームページ

